香南市地域教育サポーター推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、香南市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に対して 支援を行う企業、団体及び個人を香南市地域教育サポーター(以下「サポーター」 という。)として登録することにより、地域の教育資源を適切に活用できるシステ ムの整備を図り、もって学校及び地域における教育の今日的課題に対して社会全体 で支援する体制を構築することを目的とする。

(対象企業等)

- 第2条 サポーターとして登録の対象となる企業、団体及び個人(以下「企業等」という。)は、主に県内において事業活動等を行う企業、団体及び個人のうち、学校の児童及び生徒並びにその保護者並びに教職員に対して、次に掲げる教育支援を専門的立場から行うことができる企業、団体及び個人とする。
 - (1) 学校に出向いての授業の実施又は学校の授業への参画
 - (2) 企業等の施設における見学又は学習会等の実施
 - (3) 学校における教育活動に資する情報又は資料の提供
 - (4) その他効果的かつ適切であると認められる教育支援

(申請)

- 第3条 サポーターとして登録を受けようとする企業等は、香南市教育長(以下「教育長」という。)に香南市地域教育サポーター登録申請書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 教育長は、前項の申請を受けたときは、申請のあった教育支援の内容及び企業等 の事業内容等を審査するとともに、教育支援の内容について企業等と協議するもの とする。

(登録)

第4条 教育長は、前条の審査及び協議の結果、サポーターとして適当と認めたときは、サポーターとして登録し、当該サポーターの企業名等を香南市教育委員会のホームページに掲載し、及び香南市地域教育サポーター登録証(様式第2号)を当該サポーターに交付するものとする。

(教育支援の申込み)

第5条 教育支援を受けようとする学校は、香南市地域教育サポーター推進事業教育

支援申込書(様式第3号)をサポーターに提出して申し込むものとする。

2 前項の申込みがあったときは、当該サポーターは必要な教育支援を行うものとする。

(実施報告)

- 第6条 教育支援を受けた学校は、当該教育支援が終了したときは、速やかに教育長に香南市地域教育サポーター推進事業教育支援実施報告書(様式第4号)を提出するものとする。
- 2 教育長は、前項の実施報告書の内容をホームページ等に公表することができる。 (登録の取消し)
- 第7条 教育長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当することとなったとき は、登録を取り消すものとする。
 - (1) サポーターから登録の辞退の申出があったとき。
 - (2) 教育支援を行うことができなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が登録を取り消すことが適当と認めたとき。
- 2 教育長は、前項の取消しをしたときは、その旨を公表することができる。 (その他)
- 第8条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、教育長が 別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。